

岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業
公募型プロポーザル方式事業者選定会議 設置要綱

(目的)

第1条 岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、岸和田市立幼稚園デリバリー弁当推進委員会は岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業 公募型プロポーザル方式事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 選定会議委員は、原則、小学校校園長会より幼稚園長会会長、幼稚園長会副会長、及び専任園長をもって組織するものとし、委員長を幼稚園園長会会長、副委員長を幼稚園園長会副会長が担うものとする。

(構成員)

委員長	幼稚園長会 会長
副委員長	幼稚園長会 副会長
委員	専任園長
委員	専任園長
委員	専任園長

2 選定会議委員は岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業者選定に、直接の利害関係を有しないものであること。なお、別紙様式による誓約書を提出すること。

3 選定会議委員の任期は選定会議が終了するまでの間とする。

(委員長)

第3条 委員長は、選定会議を代表し、会務を総理する。

委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(役割)

第4条 選定会議は次の事項について審議を行う。

- (1) 提案書等の評価及び候補者の選定に関すること。
- (2) その他、選定に必要な事項。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 選定会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。但し、委員長が急施を要すると認めるとき、又は軽易なもので会議を要しない認めるときは持ち回りにより各委員の意思決定を経て会議に代えることができる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(事務)

第7条 選定会議の事務は、岸和田市立幼稚園デリバリー弁当推進委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定会議の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。